

運 営 規 程

グループホーム小春日和

グループホーム小春日和第2

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人グッドサポート福祉会が開設するグループホーム小春日和およびグループホーム小春日和第2（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護（介護予防）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の認知症対応型共同生活介護（介護予防）の事業の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要支援2または要介護状態にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護（介護予防）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従業者は、要介護者（要支援者）であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように介護、支援を行うものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ① グループホーム小春日和
② グループホーム小春日和第2
- 二 所在地 ①岐阜県土岐市泉町河合217番地
②岐阜県土岐市泉町河合1037-4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行う。
- 二 介護従業者 3名以上（常勤換算3：1以上）
介護従業者は、認知症対応型共同生活介護（介護予防）の提供に当たる。
- 三 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症共同生活介護計画を作成する。
- 四 看護師 1名（加算対象とする場合）
看護師は、医療面での随時の相談、指導および体調の把握を行う。

(利用定員)

第5条 認知症対応型共同生活介護の利用定員は9名とする。

(認知症共同生活介護の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況に応じた介護
- 二 食事その他の家事等（利用者と一緒にやるものとする。）
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等
- 五 利用者及びその家族の、介護等に関する相談、助言を行う。
- 六 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第7条 この事業による介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、この事業による介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担額に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（または記名押印）を受けることとする。

① 部屋代（1ヶ月）

グループホーム小春日和＝38,000円～48,000円

グループホーム小春日和第2＝48,000円

② 食材料費（1日） 1,600円（ティータイム、おやつ含む）

③ 光熱水費（1ヶ月） 27,000円（ただし、12～3月と6月～10月は、32,000円）

④ おむつ代及び理美容代、教養娯楽費その他認知症対応型共同生活介護（介護予防）において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

（入居に当たっての留意事項）

第8条 利用者は認知症対応型共同生活介護（介護予防）の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 入居に際しては、主治の医師の診断書等を提出すること。
- 二 利用者は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 三 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

（非常災害対策）

第9条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、年1回定期的に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（個別援助計画書の作成等）

第10条 事業所は個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。また、必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

（身体拘束）

第11条 身体拘束をせずに行うケアを基本とする。

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

解除に至った場合、実際には身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることに留意する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (3) 虐待の防止のための指針の整備
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く事
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第13条 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、解決に向け、調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

担当者は原則として、管理者とする。

第三者委員および行政側の窓口については、重要事項説明書に記載する。

- 2 対応結果は、苦情処理簿に記載し、必要に応じ、行政の担当者に通知する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修（内部） 採用後1ヵ月以内

二 継続研修 年2回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 妥当適切な認知症共同生活介護（介護予防）を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 サービス提供記録は、利用者の求めに応じて開示するものとする。
- 6 利用者に対する認知症対応型共同生活介護（介護予防）の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には加入損害保険にて、損害賠償を速やかに行う。
- 7 医療機関との連携を行う。
連携医院（中島医院） 連携病院（大湫病院） 連携歯科医院（阿部歯科医院）
連携訪問クリニック（正翔会クリニック）
連携訪問看護（訪問看護ステーション高井）

(各医療機関より、定期的に訪問診療、健康管理等を行う。)

(緊急時等は、症状に応じ、原則として、家族または看護師と相談の上、主治医等に連絡。または救急対応となる。)

(訪問診療以外の受診等は、原則としてご家族対応とする。)

第15条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人グッドサポート福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月20日から施行する。

平成25年6月 第11条第12条追加

平成26年4月 第7条2項変更

平成29年2月 第7条2項変更

平成30年4月 第7条1項変更

令和 3年4月 第12条追加

令和 5年1月 第7条2項変更